広島県教育委員会教育長訓令第十一号

学校以外の教育機関

職員の勤務時間の特例に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

広島県教育委員会
教育長　榎　田　好　一

職員の勤務時間の特例に関する訓令の一部を改正する訓令

職員の勤務時間の特例に関する訓令（昭和四十年広島県教育委員会教育長訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改め、同条第二号イ中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改め、同号ロ中「午前十時十五分」を「午前十時三十分」に改める。

第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

附　則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十二年一月一日から施行する。